|  |  |
| --- | --- |
| 様式：代表者指定届 | 役場使用欄 |
| **相続人代表者指定届　兼　共有代表者指定届****※相続人が１人の場合は「相続人が単独である申出書」として取り扱います。** |
| 員弁郡東員町長　　宛　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日　下記のとおり指定します。記新納税義務者　住所（居所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）　　（フリガナ）　（　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号【自宅】(　　　)　　　‐　　　【携帯】(　　　)　　　‐　　　　　　　　　　生年月日　 　　　　年　　月　　日生　相続人の人数　　人(代表者含む)旧納税義務者　住所（居所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（被相続人）　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　死亡年月日　　　令和　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　 |
|  | 住　　　所 | 氏　　　名 | 被相続人との続柄 | 法定相続分 |
| 相続人（代表者含む） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 被相続人が所有する町内不動産について※町にある資料を参考に町職員が記入するので、ご確認ください。□所有していない　　　□単独所有している　　　□共有している　　　□単独所有と共有、両方がある |
| 被相続人が所有する軽自動車等について※町にある資料を参考に町職員が記入するので、ご確認ください。□所有していない　　　□所有している |
| 被相続人名義口座からの振替について　※町にある資料を参考に町職員が記入するので、ご確認ください。□該当なし　　□被相続人について該当あり　　□被相続人以外について該当あり　　□両方該当あり |
| 【役場使用欄】(１)町県民税(２)軽自動車税(３)固定資産税 | 処理欄 |
| 町県 | 軽自 | 固定 | 徴収 | 窓口 |
|  |  |  |  |  |

各税について、次のとおり取り扱いをします。

○町県民税

（相続債権）相続人が各々の相続分で納税すべき税について、便宜上、全額分の納付書等を代表者へ送達します。

○固定資産税

（相続債権）相続人が各々の相続分で納税すべき税について、便宜上、全額分の納付書等を代表者へ送達します。

（共有物への課税）共有者が連帯して納税すべき税について、便宜上、納税通知や納付書等を全て代表者へ送達します。

　　　　　　　　　※ただし、登記に記載された共有者がいる場合、登記記載の共有者へ優先して送達いたします。

○軽自動車税

（相続分）相続人が各々の相続分で納税すべき税について、便宜上、全額を代表者へ送達します。

（所有者判定）代表者がその軽自動車等を所有していると推定し、送達します。